

(2014 年) 平成 26 年 10 月 19 日に実施された、宅地建物取引主任者試験(国家資格) 於いて、当社代表が試験監督委員として任命され、本試験に於いて試験監督を行いました。

(2015 年) 平成 27 年 4 月 1 日より、宅地建物取引主任者は宅地建物取引士として、 士業に格上げされることから、本年度が最後の主任者試験となりました。

受験者の皆様が合格されて、免許証の交付を受け始めるタイミングによっては、 いきなりの士業デビューとなります。

業界レベルの向上の為、継続した自己研鑽・知識・技術の向上をお願いしたいと思います。